

環境省の地方支分部局である地方環境事務所について、自治体支援機能を含む地方支分部局としての機能発揮を促進するため、名称を「地方環境局」に改める等の措置を講ずる。

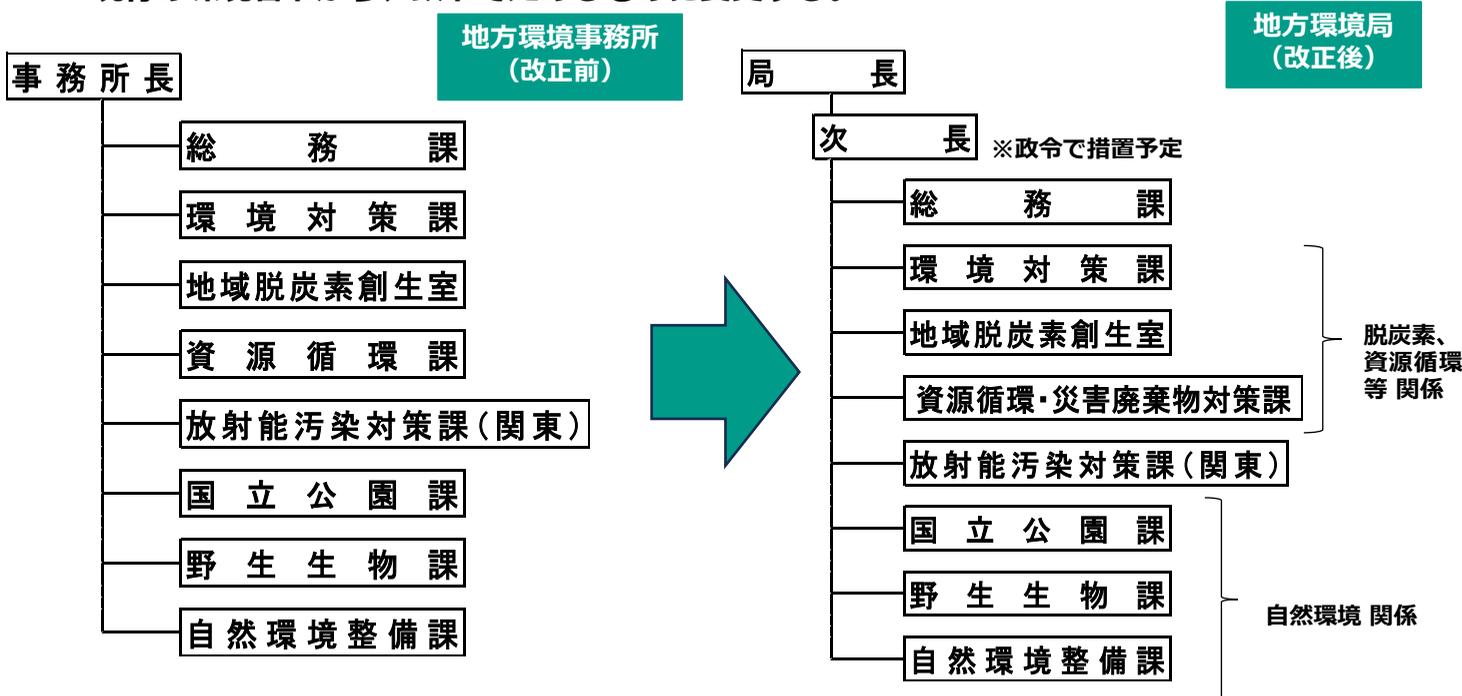
■ 背景

- 平成17年（2005年）に環境省の地方支分部局として設置された地方環境事務所（平成17年当時の定員：369名）は、当初国立公園管理、環境保全活動の促進等を担当していた。設置から20年が経過する中で、地域脱炭素に係る地方公共団体の伴走支援、災害廃棄物処理に係る地方公共団体支援、除染や除去土壌の中間貯蔵事業等を担うようになり、**その業務・規模を拡大してきた（全国8か所、令和7年度末時点の定員：1,159名）**。
- その一方で、その名称が「事務所」であることにより、ブロック単位の地方支分部局であることが対外的に理解されづらく、各府省や地方公共団体等との円滑な連絡・調整等に支障が生ずる場合もある。
- このため、今回、**災害廃棄物処理対策**に係る地方公共団体支援機能の強化、**クマ対策**を含む広域的野生鳥獣保護管理・外来生物対策、地域の資源循環等の**体制強化**を行うことと合わせ、**ブロック単位の地方支分部局にふさわしい「地方環境局」という名称に改めること等により、自治体への支援機能を含め、地方支分部局としての効果的な機能発揮を促進する。**



■ 主な改正内容

- 環境省の地方支分部局である地方環境事務所の名称を「地方環境局」に改める。
- 地方環境局長を支える幹部職として次長を置くことができるよう、地方環境局の内部組織を現行の環境省令から、政令で定めるものに変更する。



※北海道、東北、福島、関東、中部、近畿、中国四国、九州の各地方環境事務所を局へ名称変更

※上記は各地方環境事務所（福島を除く）の組織図の例

自治体への支援機能を含め、地方支分部局としての効果的な機能発揮

<施行期日> 令和8年7月1日